

# 消防の動き



平成15年度消防庁重点施策  
平成15年度消防庁  
予算概算要求の概要

平成14年

10月号

379

消防庁

# 研究の意義



独立行政法人 消防研究所 理事長 平野 敏右

消防活動に有効な機器の開発は、消防研究所の重要な任務の一つである。しかし、消防研究所でおこなっている研究全てが、直接機器の開発を目標とするものではない。消防研究所の研究者たちは、日常生活において人々が危険な状況になることがないように行政が規制をする場合の根拠を明確にする、以後の同種の災害を未然に防ぐことに役立たせるために重要な災害の原因調査をおこなう、災害を知って安全を確保するために災害現象を解明する、一般市民や報道機関が求める災害についての知識を提供する、あるいはそれらに役立つ知見を蓄積するなど、多様な任務に従事している。

消防研究所が効率よく任務を果たすための最も重要な条件は、人々が消防研究所を信頼することである。その信頼を勝ち取るためには、高度な知識を持つ研究者集団が消防研究所の研究業務に従事していることを、社会に広く知ってもらう必要がある。

消防研究所では、これまで、消防に関する研究業務を通して、社会に貢献してきた。特に、独立行政法人に移行してから一年半余の間、消防研究所の業務を多くの人々に知ってもらい、社会に開かれた研究所として、その任務を効率よく果たすことに心がけてきた。昨年9月に起こった新宿歌舞伎町における雑居ビル火災の後、報道と協力し、あるいは公開実験により、防火管理の大切さを社会に訴えてきたのは、その方針に沿う活動の一例である。

機器開発にしても、災害調査にしても、現象解明にしても、いずれも研究者の基礎的な知識により、その進め方が異なる。質の良い、高度な知識を身に付けていれば、適切な手順で、合理的に目標を達成することができる。消防研究所において研究者が達成する成果の信頼性や有用性は、ほとんど全て、研究者の資質にかかっているといつてよい。消防研究所の機能を高めるためにまずおこなわなければならないことは、研究者が身に付けている知識の高度化を図ることである。すなわち、研究の重点を、研究者の知識の高度化を図るところにおくことが、研究所を運営するうえで、最も効率のよい方法である。

このことは、外からは見え難い。外から見ていると、研究者が自身の知識の高度化を図るために実施している研究が、現実の課題を解決するのに役に立っていないように見えがちである。しかし、専門知識が十分でない研究者に相談を持ちかけたり、研究を実行させたりすることの危うさは、誰でも理解できるはずである。専門知識をふんだんに持っている研究者に相談し、あるいは研究を任せて、はじめて期待どおりの結果が得られるのではないだろうか。

高度な知識を身に付けることは、研究者としての必須の条件である。その高度な知識を身に付けているところに、研究の主要な意義があることを理解していただくとともに、機会を見つけて消防研究所を大いに活用していただきたい。



# 平成15年度消防庁重点施策

## 総務課



### 1 消防防災行政の意義

火災・災害の危険性が高い我が国においては、それらから国民の生命、身体及び財産を保護すること等を目的とする消防防災行政は、地域において経済や福祉、教育・文化などの充実・発展を図る上での基盤をなすものであり、国・地方を通じた最も基本的で、かつ、重要な責務のひとつである。



### 2 消防防災行政を取り巻く状況

新宿区歌舞伎町ビル火災、鳥取県西部地震や芸予地震等の地震災害、三宅島や有珠山における火山災害、JCOの原子力事故災害など、最近、複雑多様な火災・地震等の災害が発生している。

一方、救急については、高齢化の進展等に伴い増大する心筋梗塞や脳卒中等の搬送患者の救命率を一層高めるため、救急救命士の処置範囲の拡大が強く求められている。

また、平成7年の阪神・淡路大震災は約6,400人の犠牲者と約10兆円の物的損害をもたらしたが、今後、広域かつ激甚な被害が想定される大規模地震として、近年、東海地震が何時発生してもおかしくない状況とされてきているほか、東南海・南海地震、南関東地域直下の地震などの発生のおそれが指摘されている。

さらに、米国の同時多発テロの発生などにより、安全・安心に対する国民の関心は一層の高まりを見せている。



### 3 消防防災行政の展開

国と地方公共団体が、適切な役割分担の下に国民が安全・安心に暮らすことができる地域社会を構築し、複雑多様化する火災・災害等に的確に対処していく必要がある。

市町村は、「自らの地域は自らで守る」ことを原則としつつ、火災予防対策等の推進、救急業務の高度化、各種防災対策の充実等を図る必要がある。また、その体制強化のため、小規模消防本部の広域再編を推進するとともに、他の市町村や都道府県が消防事務の一部を処理することができる仕組みを検討する。

これらと併行して、地方公共団体の対応力を超える大規模・特殊災害等については、国が責任をもって対処する必要があり、迅速かつ的確な災害応急対策の実施のため、被災地域に対する広域緊急対応体制を確立する必要がある。また、このために、国・地方公共団体・住民が防災情報を共有できる情報通信基盤を整備する必要がある。

このような観点から、以下の施策を重点的に推進する。



### 4 重点的に推進すべき事項

#### 火災予防対策等の推進

#### 1. 小規模雑居ビル等に対する防火安全の確保

民間による防火対象物点検報告制度の実効性確保など防火管理の充実を図る。

また、これを踏まえた消防機関による違反是正を徹底するため、違反処理・立入検査に係るマニュアルの周知、立入検査の重点化・効率化の徹底、違反処理事例・判例等を体系的に整理した違反処理データベースの構築、予防要員等の確保・養成等を推進する。

#### 2. 住宅防火など火災予防対策の推進

「住宅防火基本方針」に基づき、関係機関やボランティア等との連携の下、震災対策等と呼応した住宅防火対策を推進するとともに、先進事例等を基に放火防止対策要綱を策定するほか、関係機関との連携を強化して放火予防対策を推進する。

さらに、文化財建築物について、代替できない貴重な財産であることを踏まえ、その火災予防対策の充実を図る。

### 3. 規制改革の理念に沿った安全対策の推進

近年の科学技術の進展等に応じ、経済活性化等規制改革の理念に沿った安全対策を推進するため、燃料電池等の住宅における利用及び燃料電池自動車の燃料供給のためのインフラ整備に係る技術基準の策定等を検討するとともに、消防用設備等及び危険物施設に関する技術基準の性能規定化について検討する。

また、消防機器等に係る国際規格化やISO9000の導入等による消防防災に係る品質管理の向上等を推進する。

### 4. 危険物施設等の安全確保

危険物施設等における事故件数が近年増加傾向にあることを踏まえ、危険物に係る事故事例分析及び新規危険性物質の火災危険性の早期把握を進める。また、地下タンク等の漏えい事故防止のための新たな腐食防止対策・点検方法等の導入及び危険物施設に係るより効果的な立入検査・違反是正の実施による安全対策を推進する。

さらに、廃棄物に係る火災対策について研究を進める。

## 救急救命等の充実・高度化

### 1. 救急業務の高度化の推進

高齢化社会の進展等に伴い増大する心筋梗塞、脳卒中等による心肺機能停止患者の救命率を一層高めるため、医師の具体的な指示なしでの除細動、医師の具体的な指示の下での気管挿管及び薬剤投与を中心に、救急救命士の処置範囲の拡大について早期実現を図る。

また、救急救命士の行う応急処置等の質を高めるため、救急救命士に対する医師による指示体制の充実、救急活動に対する医学的観点からの事後検証体制の充実、救急救命士の再教育体制の充実等メディカルコントロール体制の構築を図る。

さらに、高規格救急自動車や高度救命処置用資器材の整備を促進する。

### 2. 応急手当の普及

救急事故発生時において、救急隊到着前に、バイスタンダー（現場に居合わせた人）による適切な心肺マッサージや人工呼吸などの応急手当の実施を確保し、救命効果のさらなる向上を図るため、住民等に対する応急手当の普及啓発を推進する。

### 3. 救助業務及びヘリコプターの活用の推進

災害事象の複雑多様化に的確に対応するため、救助技術の高度化、救助に関する教育訓練体制の充実を図るとともに、消防防災ロボットの活用についても検討を進める。

また、救急・救助業務の充実・高度化のために、ヘリコプター等の活用の全国的展開と円滑な実施を推進する。

## 大規模災害等への対応

### 1. 大規模災害対策の充実

東海地震、東南海・南海地震、南関東地域直下の地震等の大規模地震に係る対策の充実を図る。

東海地震については、近い将来発生するおそれが大きいとされていることを踏まえ、強化地域の拡大に応じた対策の充実等を図る。また、東南海・南海地震については、地域防災計画の見直しや消防防災体制の充実等を促進するとともに、広域緊急対応計画、受援計画及び都道府県相互間地域防災計画のあり方等について検討する。

また、耐震性貯水槽等の整備促進を図るとともに、庁舎等災害対策の拠点となる施設、学校等災害時に避難所となる施設等の耐震改修を進めるため、地方公共団体における耐震化計画に基づく事業の促進を図る。

さらに、林野火災等の広域的な災害において、円滑な情報収集と関係機関の情報共有を強化し、的確な広域応急対策の実施等を推進する。

### 2. 特殊災害対策の充実

原子力災害体制の充実強化を図るため、地域防災計画作成マニュアルの見直し、「原子力防災訓練マニュアル」・「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」の新たな作成等を行う。

また、石油コンビナート災害対策についても、適切な応急対応に資する地域情報管理システムの充実等により石油コンビナート防災体制の強化を図る。

### 3. テロ災害対策の充実

テロ災害等に的確に対応するため、地方公共団体における防災・危機管理部門と関係機関の連携を強化するとともに、消防大学校における危機管理教育の充実等の教育訓練体制の充実やNBCテロに対応するための

消防活動用資機材の整備、開発等を推進する。

#### 4. 武力攻撃事態における国民保護のあり方の検討

武力攻撃事態対処法案等が国会で継続審議されている状況等を踏まえ、今後整備が想定される国民の保護のための法制における警報伝達や避難対策、消防活動等住民の安全確保のための対策のあり方等について検討を進める。

### 防災・危機管理に関わる組織、人材、情報通信基盤の整備・充実

#### 1. 地方公共団体の防災・危機管理に係る組織体制の整備の推進

地域の防災・危機管理能力を強化するため、危機管理責任者の明確化、市町村に対する都道府県の支援体制の整備、防災力評価の推進等、地方公共団体における防災・危機管理組織体制の整備を促進する。

#### 2. 消防防災に係る教育・研修体制の構築等

e-ラーニングシステム等を活用した地方公共団体職員、消防職団員、自主防災組織、住民等に対する消防防災に係る教育・研修体制の構築や危機管理トップマネジメントセミナーの開催等を、各消防学校と連携しつつ、消防大学校を中心に行うとともに、国・地方間の人材交流や海外派遣等を推進する。

#### 3. IT革命に対応した消防防災分野における情報化の促進

国・地方公共団体・住民を通じた防災情報の共有化等を進めるため、各種システムの全国的な標準化を図りつつ、通信のデジタル化、衛星通信の次世代化等による情報通信の高度化、情報ネットワークの整備等について、全国的に必要とされる防災情報通信基盤の確保という観点に立って、積極的に推進する。

また、消防防災に係る申請・届出の電子化等を促進する。

#### 4. 消防防災に係る科学技術の高度化

災害対応等のための各種情報システムの開発及び高度化、消火・救急・救助活動に係る技術の高度化等を図るため、情報機器、防災資機材、消防用設備等に係る科学技術について、独立行政法人消防研究所とも連携しつつ、重点的かつ計画的な研究開発を推進する。

また、こうした研究を行う組織等に対する競争的研究資金制度を創設することにより、産学官の連携による研究開発推進と、その成果の地方公共団体等への普及を図る。

### 自治体消防の強化と広域緊急対応体制の整備

#### 1. 消防力の整備充実

複雑多様化する各種災害に適切に対処し、住民生活の安全確保を図るため、消防施設・設備の充実強化を重点的に推進するとともに、社会環境の変化や住民ニーズを踏まえ、消防力の基準の見直しを図る。

また、消防の対応力の強化を図るため、市町村合併の推進との整合性を確保しつつ、小規模消防本部の広域再編を引き続き進める。

さらに、消防職員が安全に勤務できる環境作りに努める。

#### 2. 消防団の充実強化等

全国各地域において国民の安全を守るため、近年の消防団員数の減少傾向に歯止めをかけ、消防団の充実強化を推進するとともに、サラリーマン団員、女性消防団員等の活動環境の整備を図る。

また、地域の災害対応力の向上を図るため、自主防災組織、婦人防火クラブ、災害ボランティア等の活動を支援するとともに、企業や事業所が地域の防災活動に貢献できる仕組みを構築する。

#### 3. 通常の消防防災事務に係る執行体制の強化

市町村の消防責任がより効果的に果たされるようにするため、多様な事務処理方式の導入を図る。このため、規模・能力を備えた指定都市や中核市等による他の小規模消防本部の消防事務の一部の処理、事務の性格を考慮した都道府県による補完などについて具体化を検討する。

#### 4. 大規模・特殊災害等の発生時における国及び都道府県の役割の充実強化

大規模・特殊災害等の発生時において、より迅速かつ的確な対応ができるよう、緊急消防援助隊についてその位置付けや国の役割を明確化し、機能の拡充等を図るとともに、国による主体的な火災原因調査の実施、高速性・機動性を活かしたヘリコプターの都道府県保有分を含めた活用等、広域緊急対応体制の強化を図る。



# 特集 2 平成15年度 消防庁予算概算要求の概要

総務課



## 1 概算要求基準

平成15年度概算要求基準は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）を踏まえ、平成14年度に続き歳出改革の一層の推進を図ることとし、一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に平成14年度の水準以下に抑制することを目標に、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施することを基本的な考え方としています。

具体的には、以下のとおりです。

### (1) 公共投資関係費

- ・公共投資関係費については、その総額を前年度当初予算額に100分の97を乗じた額の範囲内に抑制する。
- ・「基本方針2002」において重点的に推進すべきとされている分野（「新重点4分野」）への予算配分の重点化及び施策の効率化を図るため、平成14年度に続き、全体について、「公共投資重点化措置」を講ずる。
- ・この措置に係る要望は、各所管ごとに、前年度当初予算額に100分の97を乗じた額（「要望基礎額」）に100分の120を乗じた額を上限とする。
- ・要望に当たっては、真に「新重点4分野」にふさわしい施策・事業に重点を置くこととする。

#### < 新重点4分野 >

人間力の向上・発揮 教育・文化、科学技術、IT  
魅力ある都市・個性と工夫に満ちた地域社会  
公平で安心な高齢化社会・少子化対策  
循環型社会の構築・地球環境問題への対応

### (2) 義務的経費

- ・義務的経費（人件費等）については、各所管ごとに、前年度当初予算額の範囲内において要求するものとする。

### (3) 裁量的経費

- ・施策の抜本的見直し等による歳出の縮減を図るとともに、「新重点4分野」への予算配分の重点化及び施

策の効率化を図るため、「裁量的経費重点化措置」を講ずる。

- ・裁量的経費の総額は、前年度当初予算額（科学技術振興費相当額を除く。）に100分の98を乗じた額に科学技術振興費の前年度当初予算額を加算した額を上限として縮減を図る。
- ・「裁量的経費重点化措置」に係る要望については、各所管ごとに、前年度当初予算額（科学技術振興費相当額を除く。）に100分の98を乗じた額に科学技術振興費の前年度当初予算額を加算した額（「要望基礎額」）に100分の120を乗じた額を上限とする。
- ・要望に当たっては、真に「新重点4分野」にふさわしい施策・事業に重点を置くこととする。

### (4) 地方公共団体に対し交付される国庫補助金

- ・予算編成過程において、前年度当初予算額に対し、その100分の5相当額の削減を目指す。



## 2 予算概算要求の概要

消防庁における平成15年度要求額は、1の概算要求基準を踏まえ、265億57百万円、前年度に比べ30億89百万円、13.2%の増となっています。

消防予算については、いわゆる「骨太の方針第2弾」で「新重点4分野」の一つに位置付けられており、「経済活性化戦略」の中でも明記（ ）されていますが、平成15年度予算編成過程においては、消防補助金を含めた地方公共団体に対する奨励的補助金につき前年度5%減を目指すとされているなど、極めて厳しい状況にあります。

平成15年度の主要事業については、以下のとおりです。

### (1) 消防防災施設・設備の整備促進(消防補助金)

消防補助金の要求額は198億99百万円で、前年度に比べ18億9百万円、10.0%の増となっています。

主な内訳としては、緊急消防援助隊関連について、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車等を中心に大幅に

( )

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(抄)  
(平成14年6月25日 閣議決定)

第5部 経済財政の姿と15年度経済財政運営の基本的な考え方

3. 平成15年度財政運営のあり方

(3) 重点的に推進すべき分野・効率化の考え方

平成14年度における「5兆円削減し、2兆円を重点7分野に再配分する」との精神を受け継ぎ、「経済活性化戦略」を重視しつつ、その考え方に沿って、新たに以下の「活力ある経済社会の実現に向けた新重点4分野」へ施策を集中する。その際、政策効果が最大限発現するよう重点分野の中においても施策の絞り込み(重点化・効率化)を行う。

成長フロンティアの拡大 科学技術・教育・IT(略)  
魅力ある都市・個性と工夫に満ちた地域社会

【重点化・効率化の考え方】

(魅力ある都市)(略)

(個性と工夫に満ちた地域社会)

・NPOとの連携施策や国際観光振興など特徴的なまちづくり・**安全な地域づくり**

公平で安心な高齢化社会・少子化対策(略)

循環型経済社会の構築・地球環境問題への対応(略)

第2部 経済活性化戦略

1. 経済活性化戦略の基本的な考え方(略)

2. 6つの戦略、30のアクションプログラム

(5) 地域力戦略

(地域産業の活性化)

・総務省は、平成14年度から、地方自治体のIT化を活用した業務の共同化やアウトソーシングの推進により、地元関連産業活性化を図るとともに、**安全な地域づくりのため、情報システム、人材育成等の消防防災基盤整備を推進する。**

増額するほか、IT化補助金として高機能消防指令センター、高機能情報通信対応防災無線等を要求しています。

また、消防団や自主防災組織に対する補助の拡充を

図ることとしています。

さらに、総合補助金を図り、地方公共団体が使いやすいものに改善することとしています。

## (2)大規模災害等への対応体制の強化

東海地震、東南海・南海地震など大規模災害等への対応を強化するための事務事業費として、3億96百万円を要求することとしています。

主な内訳としては、これらの地震に対する広域緊急対応計画の策定、住民・自主防災組織・消防職団員・地方公共団体職員等に対するe-ラーニングの実施等となっています。

## (3)消防防災分野におけるIT化の推進

消防防災分野におけるIT化推進事務事業費として9億9百万円増の18億29百万円を要求しています。

具体的には、高度消防防災情報通信ネットワークシステムの構築のため、消防防災VPNの構築、国・地方公共団体、住民間での防災情報共有化のための各種システム開発を行うとともに、応急活動の支援や消防防災行政の効率化のためのITの活用として、大深度地下等で消防隊員の位置確認等が可能な消防活動支援システムの整備、申請・届出の電子化等を要求しています。

## (4)科学技術を活用した安全な地域づくりの推進

消防防災科学技術を活用した安全な地域づくりを推進するため、消防防災科学技術研究推進制度(競争的資金制度)の創設や燃料電池に係る防火安全対策の検討等、7億51百万円(5億19百万円増)を要求しています。

平成15年度 消防補助金予算概算要求額

(単位:百万円、%)

事 項	14年度 予算額 (A)	15年度予算 概算要求額 (B)	比較増減 (B)-(A)(C)	対前年度比 (C)/(A)	備 考
1 消防防災施設等総合整備費補助金	6,926	7,267	341	4.9	
(1) 消防防災施設総合整備費	4,372	4,683	311	7.1	・消防団拠点施設等整備 811<811> ・耐震性貯水槽 3,081<2,864> ・緊急消防援助隊関係施設 490<322> 等
(2) 市町村消防施設総合整備費	992	1,014	22	2.2	・防火水槽 832<903> 等
(3) 消防防災IT化施設緊急整備費	1,562	1,570	8	0.5	・高機能消防指令センター整備 1,488<1,184> 等
2 消防防災設備等総合整備費補助金	11,164	12,632	1,468	13.1	
(1) 消防防災設備総合整備費	5,534	6,122	588	10.6	・消防団活性化総合整備 822<643> ・緊急消防援助隊関係設備 4,416<3,316> ・自主防災組織活性化事業 200<46> 等
(2) 市町村消防設備総合整備費	4,558	4,572	14	0.3	・消防ポンプ車・救急自動車等 4,564<4,558> 等
(3) 消防防災IT化設備緊急整備費	1,072	1,938	866	80.8	・高機能情報通信対応防災無線 1,835<875> 等
合 計	18,090	19,899	1,809	10	

(注) 1. 「14年度予算額(A)」欄は、補助メニューの改正による調整後の数値。

2. 「備考」欄の数値は、当該補助対象に係る要求額、< >内数値は14年度予算額。

## 消防防災分野における概算要求主要事項

## (1) 消防防災施設・設備の整備推進

(単位：百万円)

事業名	要求額
消防防災施設・設備総合整備費補助金	19,899

## (2) 大規模災害等への対応体制の強化(主なもの)

(単位：百万円)

事業名	主な内容	要求額
大規模地震対策の推進に要する経費	東海地震、東南海・南海地震に係る広域緊急対応計画、都道府県相互間地域防災計画の策定のあり方等に関する調査検討を行う。また、この検討に資するため、消防防災資源の分布状況、緊急輸送プランの策定等についての調査検討を行う。	62
原子力災害対策の指導等に要する経費	より実践的な原子力防災訓練を地方公共団体において実施するための原子力防災訓練マニュアルを作成するとともに、原子力災害に係る消防活動ハンドブック、地域防災計画作成マニュアルの作成を行う。	16
消防大学の危機管理講習会に要する経費	地方公共団体の防災能力を向上するため、都道府県知事、市町村長等の首長、消防長等に対する危機管理に関するトップマネジメントセミナーを開催する。	10
消防防災・危機管理教育におけるe-ラーニングに要する経費	家庭内や地域で学習できるe-ラーニングシステムを活用し、消防防災・危機管理に関する教育制度を構築するとともに、内容の充実強化を図る。 具体的には、一般住民・自主防災組織のリーダー、消防団員、消防職員、地方公共団体職員、首長等幹部職員を対象としたe-ラーニングのコンテンツの整備等を進める。	205
防災力評価の普及・促進による地域の防災・危機管理能力の向上に要する経費	地方公共団体の防災・危機管理体制の強化を図るには、地方公共団体が客観的な指標等に基づき自らの防災・危機管理体制の実態を的確に把握することが重要である。 平成15年度においては、平成14年度作成の評価指針を用いて、実際に地域の防災力評価が各地域で取り込まれることを促し、防災・危機管理能力の強化に役立たせるための方策について検討する	8
自主防災組織活動の推進に要する経費	自主防災組織のより一層の組織率向上を図るため、全国のユニークな取組みや組織結成のノウハウを紹介したビデオを製作し、啓発を図る。	8
合計		396

## (3) 消防防災分野におけるIT化の推進

(単位：百万円)

事業名	要求額
(ア)及び(イ)の合計値	1,829

## (ア) 高度消防防災通信ネットワークシステムの構築(主なもの)

(単位：百万円)

事業名	主な内容	要求額
消防防災VPN構築の推進に要する経費	衛星通信網、地上無線の既存の2本のネットワークに加え、構築・運用コストが低く、拡張性に優れた、VPN(Virtual Private Network; 仮想私設通信網、公衆網を利用して構築する専用のネットワーク)を消防庁、全国消防本部、都道府県の間に構築する。	60
国・地方公共団体、住民間での防災情報の共有化に向けたシステムの開発に要する経費	消防庁における危機管理情報収集の迅速化・確実化を図るため、テレビのテロップの内容を自動的に認識して警告を発するアラートシステム、大規模災害時に消防機関における指令等の内容を直接受信することにより被害状況や消防本部の活動状況を把握するモニタリングシステム、消防庁、都道府県、政令指定都市等の間における秘匿情報を伝達するための通信システム、音声、電子メール、文字放送、FAX等多様な手段により防災情報等を一齐に伝達するマルチアクセス同報システムの開発を行う。 また、災害時の応急対応及びその後の復旧対策における活用を図るため、消防庁において各都道府県の防災情報システムから情報収集を行うことができるシステムを整備し、情報の共有化・相互活用をさらに充実する。	315
第二世代地域衛星通信ネットワークに係る消防庁地球局設備の整備に要する経費	地域衛星通信ネットワークの第二世代移行(デジタル化)に伴う消防庁設備の整備を図る。 具体的には、都道府県や消防本部におけるデジタル化整備に対応するため、一斉指令装置(都道府県向け、消防本部向け)、監視制御装置、映像伝送設備等の改修・整備を行う。	232
消防・救急無線等の高度化・高機能化の推進に要する経費	電波の有効利用及び高度化の観点から消防・救急無線のデジタル化を推進するため、心電図等のデータ送信に適した標準TDMA端末の整備、山間部、平野部等地形特性に応じたデジタル消防救急無線網の標準設計、ヘリコプター等から静止映像を伝送する簡易画像配信システムの開発、各種通信機器の統合・小型化を図った複合端末の開発を行い、各システムの標準化と消防本部における整備を推進する。	191
合計		814



## (イ) 応急活動の支援や消防防災行政の効率化のためのITの活用(主なもの)

(単位: 百万円)

事業名	主な内容	要求額
消防活動が困難な空間における消防活動支援システムの開発に要する経費	地下街やトンネル等の消防活動が困難な空間において、消防隊員の位置把握機能、有毒ガス等の環境状態表示機能、現場指揮本部からの指示命令に対する応答機能等を有する可搬型のシステムを開発する。	103
国・地方における消防防災分野の申請・届出等の電子化に要する経費	国(石油コンビナート施設関係等)は平成15年度より本格実施。地方(消防用設備等の設置届、危険物施設の設置許可申請)については平成16年度から本格実施。 本年度は、システムの基盤となる、組織認証、個人認証、資格認証、電子決済のシステムとの連携を図るとともに、ポータル(案内)の設置や予防処理システムとの連携のためのシステムを開発する。	289
各種報告のオンライン処理システムの開発に要する経費	市町村が作成した各種統計調査表をネットワークを利用して消防庁に提出し、ペーパーレスで処理を行うための、電子フォーマット、エラーチェックシステム及び集計システムの開発を推進する。 本年度は防火対象物の実態調査等のオンライン化を図る。	214
違反処理データベースの構築に要する経費	各消防本部における円滑な消防法令違反是正を推進するため、違反処理に係る判例、違反処理事例などを検索するためのデータベースを構築し、その運用を平成15年度に開始する。	76
石油コンビナート等特別防災区域に係る地域情報管理システムの開発に要する経費	国・地方公共団体の情報共有化を図り、災害対応に万全を期するため、石油コンビナート事業所に係る施設の配置図、石油の貯蔵・取扱量、自衛防災組織や配置資機材の状況等についてデータベース化するとともに、火災発生時の延焼シミュレーションが可能なシステムを構築する。	122
IT革命に対応した緊急通報等のあり方に関する検討に要する経費	携帯電話からの119番通報に係る位置特定等の問題解決のため検討を行うとともに、携帯電話端末を活用した人命救助システムについて検討を行う。	76
合計		1,015

## (4) 科学技術を活用した安全な地域づくりの推進(主なもの)

(単位: 百万円)

事業名	主な内容	要求額
危険物規制に関する技術基準の性能規定化の検討に要する経費 <科学技術振興費>	危険物施設の保安分野における規制改革を推進する観点から、新技術・新素材の積極的な導入、技術基準の性能規定化などを進めるため、新しい工学的評価手法の調査研究、実証試験等を実施する。	73
燃料電池実用化に対応した防火安全評価基準に関する研究に要する経費 <科学技術振興費>	平成17年頃の燃料電池導入に向け、燃料電池自動車火災に対応した駐車場の消火設備、一般家庭等に設置される定置式燃料電池の火災予防対策等について調査研究を行い、それに対する技術基準のあり方を検討する。	118
燃料電池自動車実用化に係る水素スタンド等の安全対策に要する経費 <科学技術振興費>	燃料電池自動車に対する燃料供給用の水素スタンド等をガソリンスタンドに併設する場合の安全対策について、消防防災上の観点から調査検討、実証実験等を行い、必要な技術基準を整備する。	86
多様な防火対象物に対する総合防火安全評価基準に関する研究に要する経費 <科学技術振興費>	新技術の円滑な導入を図り、消防用設備等の技術基準の性能規定化を図るため、規模、用途、構造等において多様な防火対象物について、その火災危険性に応じた総合的な防火安全性能の評価を行うための基準の策定の前提となる実証実験・研究等を行う。	119
地下に埋設される危険物施設(タンク)の安全・環境対策の推進に要する経費	地下埋設危険物施設(タンク等)からの漏えい事故を防止するため、地下タンク・配管の腐食防止、早期漏えい検知等について実用化を図るとともに、当該施設の健全性を評価する手法(腐食速度予測、余寿命予測等)について調査・研究を行い、安全・環境対策の推進を図る。	73
消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究資金制度)に要する経費 <科学技術振興費>	民間等の活用による戦略的な研究促進を図るため、消防防災技術に係る競争的資金制度を創設する。 具体的には、消火・救急・救助活動に関する科学技術の高度化、災害対応策への情報化の促進などについて、火災科学、建築土木、情報通信、救急医学等の幅広い科学技術分野の融合の下に、消防防災科学技術に係る研究を促進する。	210
産業廃棄物処理施設など環境問題対応施設の火災安全技術に関する研究	廃棄物処理施設など環境問題対応施設における火災予防や消火技術等の研究を実施し、それら施設等の火災による各種被害(臭気、毒性ガス等による健康被害及び環境被害)の防止と軽減を図る。	20
合計		751

## e-ラーニング(e-learning)とは

最近“e-ラーニング”という言葉をよく耳にします。“e”が付く以上「electronic」や「インターネット」が関係していることは分かりますが、“e-ラーニング”とはいったいどのようなものなのでしょうか。

2002年版の『imidas』（集英社）によりますと、「ITを用いてネットワーク経由で行われる**遠隔教育**のこと。ネットワークに接続できる場所であれば個人の都合に合わせて学習することができる。遠隔教育には通信教育やラジオ講座、テレビ講座などいろいろな方法があるが、e-ラーニングはネットとコンピュータを使うので教材の選択の幅が広い、双方向性を利用した即時フィードバックができる、学習者が多ければ費用が低減するなどのメリットがある。はじめはイントラネットを使った企業内研修に使われていたが、今後、学校教育や生涯学習にも使われるようになる。課題は良い教材の開発と学習者が使いやすいインターフェイスの開発である。」とあります。つまり、インターネット（イントラネット）などの通信技術を使って、学びたい人が時間と場所、学ぶ内容などを自分の都合で自由に選べ、さらに、教える側とやり

とりをしながら学習できるということを“e-ラーニング”と呼ぶようです。こうなると、これまでのように遠いから習いにいけないとか、時間がないから通えないということは軽減されるのでしょうか。

私たちの社会は今、かつて無かったほどのスピードで情報化が進歩しようとしています。コンピュータはコンパクトになって個人レベルまで普及し、携帯電話の機能もすでに“電話機”といってしまうには形容しがたいほど多岐にわたっています。テレビ放送もケーブルテレビを使えば数え切れないほどの番組を見ることができ、インターネットでは選択しきれないほどの情報が簡単に手に入ります。まもなく実用段階に入るといわれているデジタル放送もインターフェイスが可能になり多くの可能性が広がるといわれています。さらに“e-ラーニング”による遠隔教育を活用することによって、時間や距離による様々な制約によって、学習のチャンスをなくしていた人たちに、学びの門戸が開かれるとしたら、こんなすばらしいことはないでしょう。

秋の夜長に“e-ラーニング”で新しい資格などにトライしてみたいはいかがでしょうか。



## 「防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会」の開催

防災課・消防大学校

現在、東海・東南海地震等の大規模地震のおそれや米国同時多発テロの発生等を踏まえ、我が国の防災・危機管理体制を抜本的に改革していくことが必要とされているところです。なかでも地域住民の生命・身体・財産の保護を預かる地方公共団体における防災担当職員の実践的な対応力はもとより、首長のリスク・マネジメント力が問われています。また、地域そのものの防災力強化の観点からは、自主防災組織等の地域の防災リーダーや、地域住民個々の防災力についても、「自分の身は自分で守る」との精神に基づき、レベルアップしていくことが求められます。

そのために何よりも重要なのが、防災・危機管理教育の充実です。地方公共団体の首長等幹部職員の危機管理対応力や防災担当職員、地域の防災リーダー等の実践的対応力の向上なくしては我が国の防災力の向上はありえません。先頃7月4日に開催されました中央防災会議においても、「的確に災害対策を実施するためには、人材に困るところが大きく、行政及び民間双方において、防災・危機管理に関する専門家を育成するとともに、育成した人材を十分に活用していくことが必要である」として、総合的な人材育成プログラムの創設等について早急に施策の具体化を図るべきとの提言がなされたところです。

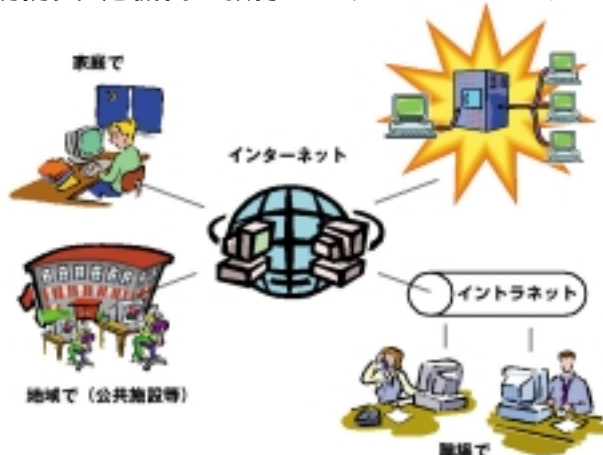
そこで、従前より行っている消防大学校・消防学校等

における研修について、地方公共団体のトップから地域住民まで受講対象を拡大するとともに、内容をより実践的かつ体系的なものとしていくことが喫緊の課題となってきたところです。また、昨今のライフスタイルの変化及びIT革命の進展に対応し、e-ラーニングを中心とした遠隔教育の活用も視野に含めつつ、家庭や地域で学習できるような教育環境を整備していくことも検討する必要があります。

このため、平成14年8月5日(月) 都道府県会館において、「防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会」(会長：樋口公啓東京海上火災株式会社社長・日本経済団体連合会副会長)を開催しました。懇談会では、防災・危機管理に関わる者に求められる意識・能力や、その向上に必要な教育訓練の内容、関係機関が果たすべき役割分担等について白熱した議論が交わされるとともに、e-ラーニング等遠隔教育の推進にかかる専門部会の設置が了承されました。

今後、懇談会及び専門部会等の場において、防災・危機管理教育に必要なカリキュラムの列挙とe-ラーニングで取り組むべき分野の選択、必要なパターンに応じたプラットフォームの選択とシステム上の問題等について検討を進め、年度末までに防災・危機管理教育のあり方に関する報告書をまとめていく予定です。

### 消防防災・危機管理教育におけるe-ラーニングの導入





**防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会委員名簿**

(敬称略、50音順)

- 秋本敬文(市町村職員中央研修所学長)
- 伊藤 滋((財)都市防災研究所理事長)
- 内山祐周(神戸市危機管理監)
- 小川和久(軍事アナリスト)
- 吉川肇子(慶應義塾大学商学部助教授)
- 澤田秀男(横須賀市長)
- 白石真澄(東洋大学経済学部社会経済システム学科助教授)
- 鈴木幸一((株)IIJ社長)
- 鈴木雅近(静岡県副知事)
- 竹内久子(千葉県婦人防火クラブ連絡協議会会長)
- 成瀬宣孝((財)日本消防設備安全センター理事長)
- 白谷祐二(東京消防庁次長)
- 樋口公啓(東京海上火災保険会長・日本経団連副会長)
- 廣井 脩(東京大学社会情報研究所教授)
- 目黒公郎(東京大学生産技術研究所助教授)
- 吉井博明(東京経済大学コミュニケーション学部教授)

:会 長  
:会長代理

**e-ラーニング等遠隔教育の推進に係る専門部会委員名簿**

(敬称略、50音順)

- 伊藤 滋((財)都市防災研究所理事長)
- 今井康容(消防大学校長)
- 内山祐周(神戸市危機管理監)
- 大庭誠司(防災課広域応援対策官)
- 吉川肇子(慶應義塾大学商学部助教授)
- 佐伯眞作(高松市消防局長)
- 白谷祐二(東京消防庁次長)
- 廣井 脩(東京大学社会情報研究所教授)
- 三好勝則(消防課長)
- 務台俊介(防災課長)
- 目黒公郎(東京大学生産技術研究所助教授)
- 吉井博明(東京経済大学コミュニケーション学部教授)
- 吉村正樹(高崎市等広域消防局長)

:部 会 長  
:部会長代理

**防災に関する研修体制(現状と課題)**

対象	主体	消防大学校	都道府県・市町村	消防学校	市町村アカデミー等	大学・研究機関	その他
消防職員		総合教育、専科教育、 トップセミナー(消防長) 緊急消防援助講習 会等		初任教育、専科教育、 幹部教育、特別教育			
消防団員		消防団長科		普通教育、専科教育、 幹部教育、特別教育			消防団幹部特別研修 (日本消防協会)
都道府県職員							
	トップセミナー	トップセミナー 消防学校長研修会					
	防災担当職員等	危機管理講習会 消防教育訓練研究会	自治体の防災担 当職員や幹部職 員が、防災・危機 管理全般の知識 を体系的に獲得 する機会の不足	防災部局職員研修(三 重県等)新採職員研修	都道府県幹部の危機 管理意識の向上にも活用 できないか		企業・事業所の防 災・危機管理対 応力を向上すると ともに、企業が防 災に関して地域・ 社会へ貢献してい く仕組みについて 検討できないか
市町村職員							
	トップセミナー			市町村幹部の危機 管理意識の向上にも活用できないか			
	防災担当職員等	危機管理講習会		消防部局職員研修(鳥 取県等)新採職員研修	行政課題研究過程: 災害に強い地域づくり	防災・危機管理関係 講座をより積極的 に展開できないか	
企業等				自衛消防隊研修、 企業委託教育		自治体・消防 職員、自主防 災組織等の研 修受入れ、カリ キュラムの共同 作成などにより 連携できないか	セーフティリーダー(災害救援 ボランティア推進委員会) 大丸有地区防災計画(東京 駅周辺・防災対策のあり 方検討委員会)
自主防災組織・ 婦人防火クラブ			ボランティアコーディネータ ー養成講座(神奈川県・静 岡県・川崎市)災害助け あいボランティア講座(埼 玉県)自主防災組織リー ダー研修会(岐阜県)いば らき防災大学(茨城県)等	婦人クラブ研修、 少年消防クラブ研修、 自主防災組織研修、 災害ボランティア研修			市町村婦人防火ク ラブ幹部研修会、自 主防災組織リーダー 研修会、婦人防火 クラブ員救急講習 会 (日本防火協会)
一般住民			防災総合講座(静岡県) 県民防災塾(三重県)等	資格講習、小中 学生講習・県民講習			環境防災学部 (富士常葉大学)
備 考		消防大学学校教育訓 練実施要領		消防学校の教育訓練 の基準(S45.3.18消 防庁告示1号)			

団員のサラリーマン化によ  
り集合教育が困難

都道府県幹部の危機  
管理意識の向上にも活用  
できないか

自治体の防災担  
当職員や幹部職  
員が、防災・危機  
管理全般の知識  
を体系的に獲得  
する機会の不足

市町村幹部の危機  
管理意識の向上にも活用できないか

防災・危機管理関係  
講座をより積極的  
に展開できないか

自治体・消防  
職員、自主防  
災組織等の研  
修受入れ、カリ  
キュラムの共同  
作成などにより  
連携できないか

新たに自主防・  
一般住民等へ  
の研修に取り  
組めないか

一般住民がよ  
り気軽に講習  
を受けられる  
仕組みの検討



## 2002年ワールドカップサッカー大会消防・救急警戒に対する消防庁長官褒状授与式の開催

消防課

消防庁では、平成14年8月21日(水)に「2002年ワールドカップサッカー大会消防・救急警戒に対する消防庁長官褒状授与式」を開催しました。

これは、先に開催されました「2002年ワールドカップサッカー大会」において開催競技場等の消防・救急警戒にあたり、災害・事故等の未然防止に尽力し、住民の安全確保に多大な貢献があった87の消防機関へ消防庁長官が褒状を授与したものです。

なお、褒状授与機関は次のとおりです。



### 1 消防本部(45消防本部)

#### 北海道

札幌市消防局

#### 宮城県

塩釜地区消防事務組合消防本部

仙台市消防局

栗原地域広域行政事務組合消防本部

大崎地域広域行政事務組合消防本部

亘理地区行政事務組合消防本部

石巻地区広域行政事務組合消防本部

登米地域広域行政事務組合消防本部

仙南地域広域行政事務組合消防本部

黒川地域行政事務組合消防本部

#### 茨城県

鹿島南部地区消防事務組合消防本部

水戸市消防本部

日立市消防本部

土浦市消防本部

ひたちなか市消防本部

那珂瓜連地区事務組合消防本部

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部

筑南地方広域行政事務組合消防本部

鹿行地方広域市町村圏事務組合消防本部

稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部

笠間地方広域事務組合消防本部

#### 埼玉県

さいたま市消防本部

所沢市消防本部

春日部市消防本部

上尾市消防本部

久喜地区消防組合消防本部

入間東部地区消防組合消防本部

埼玉県央広域消防本部

埼玉西部広域消防本部

#### 東京都

東京消防庁

#### 神奈川県

横浜市消防局

#### 新潟県

新潟市消防局

#### 静岡県

袋井市森町浅羽町広域行政組合袋井消防本部

静岡市消防本部

浜松市消防本部

清水市消防本部

焼津市消防防災局

掛川市消防本部

藤枝市消防本部

相良町外2町広域施設組合消防本部

磐南行政組合磐田消防本部

小笠地区消防組合消防本部

#### 大阪府

大阪市消防局

#### 兵庫県

神戸市消防局

#### 大分県

大分市消防局

### 2 消防団(42消防団)

#### 北海道

札幌市中央消防団

札幌市北消防団

札幌市東消防団

札幌市白石消防団

札幌市厚別消防団

札幌市豊平消防団

札幌市清田消防団

札幌市南消防団

札幌市西消防団

札幌市手稲消防団

#### 宮城県

多賀城市消防団

利府町消防団

#### 茨城県

鹿嶋市消防団

神栖町消防団

#### 埼玉県

さいたま市浦和消防団

さいたま市大宮消防団

さいたま市与野消防団

#### 神奈川県

横浜市鶴見消防団

横浜市神奈川消防団

横浜市伊勢佐木消防団

横浜市加賀町消防団

横浜市寿消防団

横浜市大岡消防団

横浜市保土ヶ谷消防団

横浜市港北消防団

横浜市緑消防団

横浜市都筑消防団

横浜市泉消防団

#### 新潟県

新潟市東消防団

新潟市西消防団

#### 静岡県

袋井市消防団

#### 兵庫県

神戸市東灘消防団

神戸市灘消防団

神戸市中央消防団

神戸市兵庫消防団

神戸市北消防団

神戸市長田消防団

神戸市須磨消防団

神戸市垂水消防団

神戸市西消防団

神戸市水上消防団

#### 大分県

大分市消防団

印は、87の消防機関を代表して、長官褒状授与式に参列された13の消防機関です。



## 平成14年度「救急の日」及び 「救急医療週間」実施結果

救急救助課

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、昭和57年から毎年実施されているもので、今年も9月9日(月)の「救急の日」をはじめ、9月8日(日)から9月14日(土)までの「救急医療週間」の間、全国各地において国、地方公共団体、医療機関等を中心に様々な催しを実施されました。

各消防機関では、心肺蘇生法の実技指導等の応急手当指導や救急資器材の展示、著名人による一日救急隊長、消防音楽隊の演奏など、各地で特色ある救急フェア・フェスティバル等が実施されました。

消防庁でも、各都道府県知事あてに「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について通知するとともに、啓発ポスターの作成及び配布、インターネットによる広報、各種マスコミ媒体を活用した救急救命士制度、救急業務の紹介及び応急手当の普及啓発を行いました。

9月9日(月)には、スクワール麹町において「救急功労者表彰式」を実施しました。この表彰は救急業務の推進に貢献し、社会公共福祉の増進に顕著な功績のあった個人及び団体を表彰するもので、第3回目となる本年度は、個人7名及び1団体に対し消防庁長官が表彰状を授与しました。



救急功労者表彰式



「救急の日2002」

9月9日(月)から11日(水)までの3日間は、JR東京駅において「救急の日2002」を開催しました。開会式では石井隆一消防庁長官や女優の清水あすかさんらがテープカットを行いました。また、各日とも心肺蘇生法の実演と実習指導、救急救命処置の実演等を行い、多くの乗客が足を止めて見学していました。

我が国の救急出場件数は昭和38年の法制化以降、年々増加の一途を辿り、平成13年の全国の救急出場件数は439万9,195件に達しており、今後さらに救急業務の重要性が高まるとともに、質的向上が求められているものと考えられます。

このため、消防庁としても、救急救命士養成の促進やヘリコプターによる救急業務の推進を図るとともに、厚生労働省と共催で「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」を開催し、さらなる救命効果の向上を目指し救急救命士の処置範囲の拡大に全力をあげて取り組んでいるところであります。「救急の日」及び「救急医療週間」の機会を通じて、より多くの方々に救急業務や応急手当の重要性を理解していただいたものと考えております。

## 平成14年度総合防災訓練の実施概要

### 震災対策室

本年度の政府及び消防庁総合防災訓練は、9月1日の「防災の日」に、東海地震を想定した予知対応型訓練及び発災対応型訓練、南関東地域直下の地震を想定した発災対応型訓練として実施しましたのでその状況等を紹介いたします。

政府においては、東海地震訓練では、判定会招集(8月30日15時)、警戒宣言の発令(9月1日8時25分、地震発生9月2日9時30分(想定))等に伴う各種訓練及び緊急災害現地対策本部運営訓練を実施するとともに、東海地震の発生を想定した政府調査団の派遣及び合同現地対策本部

会議を実施しました。

また、南関東地域直下の地震訓練では、千葉県柏市においてマグニチュード7.2の地震を想定し、緊急災害対策本部の運営に係る事務局会議訓練及び政府調査団の派遣を行いました。

消防庁では、これらの訓練において、政府、地方公共団体の訓練と連携するとともに、消防庁災害対策本部運営訓練、地震警戒本部運営訓練及び現地訓練会場への職員の派遣等を実施しました。



消防庁災害対策本部、地震警戒本部運営訓練に参加する片山総務大臣、石井消防庁長官他

柏市訓練会場で行われた7都県市合同総合訓練に小泉内閣総理大臣を団長とする政府調査団(消防庁から片山総務大臣、石井消防庁長官他が参加)を派遣



御前崎町訓練会場で行われた東海地震に係る総合防災訓練における政府調査団長として訓練を視察されるとともに訓辞をされた若松総務副大臣



柏市訓練会場へ消防庁衛星車載局車先遣隊を派遣



愛知県蒲郡市で行われた東海地震に係る総合防災訓練において政府調査団として訓練を視察するとともに訓辞をされた滝総務大臣政務官



御前崎町訓練会場へ消防庁緊急消防援助隊指揮支援車隊を派遣



## 平成14年防災功労者内閣総理大臣表彰式

総務課

平成14年防災功労者内閣総理大臣表彰式が、去る9月9日(月)11時から内閣総理大臣官邸大ホールにおいて、小泉純一郎内閣総理大臣、北里敏明消防庁次長をはじめ多数の方々のご臨席のもと盛大に挙行されました。

これは、毎年9月1日の「防災の日」に際し、

- 1 災害時における防災活動について顕著な成績を挙げ又は功績があったもの。
- 2 防災思想の普及又は防災体制の整備について顕著な成績を挙げ又は功績があったもの。

等に該当するものとして、各省庁から推薦のあった個人又は団体を内閣総理大臣が表彰しているもので、今回は1個人と20団体が受賞しました。このうち消防庁から推薦された受賞者は11団体です。

表彰式では、小泉内閣総理大臣の挨拶の後、内閣総理大臣から受賞団体それぞれに表彰状が授与され、表彰式終了後、記念撮影及び記念パーティーを行い解散しました。

なお、消防庁推薦の受賞者は、次のとおりです。

### 「平成12年有珠山噴火災害関係」

有珠火山防災会議協議会(北海道)  
 伊達市消防団(北海道)  
 西胆振消防組合虻田消防団(北海道)  
 " 大滝消防団(北海道)  
 " 壮警消防団(北海道)  
 " 洞爺消防団(北海道)  
 " 豊浦消防団(北海道)  
 伊達市消防本部(北海道)  
 西胆振消防組合消防本部(北海道)

### 「防災思想の普及」

世田谷区立太子堂中学校(東京都)  
 早稲田商店会防災企画(東京都)



小泉内閣総理大臣による表彰状の授与



防災功労者内閣総理大臣表彰の受賞者



# 小規模雑居ビルにおける違反是正の推進 新宿区歌舞伎町ビル火災から1年を経過して

## 防火安全室

昨年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を契機として実施された小規模雑居ビルの全国一斉立入検査後の、消防法令違反の状況は、何らかの消防法令違反のある防火対象物（以下「違反对象物」という。）が平成14年6月30日現在、約64%となっています。これは、昨年10月31日現在の約92%あった違反对象物が、消防機関等において違反是正を推進した結果、約28%減少し、一定の成果が得られましたが、なお、十分な違反是正状況ではありません。

また、これらの消防法令違反の早期是正を図るための方策である警察、建築行政部局等の関係行政機関との連携については、平成14年6月30日現在、12都府県及び10市町村で連携についての文書を取り交わすなどそれぞれの地域の実情に応じた連携体制の確立を推進しているところですが、なお、一層の推進が必要です。

消防庁としては、平成14年4月26日に公布された「消防法の一部を改正する法律」（平成14年法律第30号）のうち、措置命令関係規定の整備、罰則の強化等を目的とした規定が、本年10月25日に施行されることを踏まえ、違反是正措置支援のための「違反処理マニュアル」及び「立入検査マニュアル」を8月30日に全国の消防機関に通知したところであり、また、本年中にこれらのマニュアルを活用して全国の消防機関において違反是正等の予防事務を担当する職員の対応能力を強化するための違反是正等研修会（全国消防長会9支部で開催）

及び消防法違反是正推進会議（都道府県消防主管課長会予防部会6ブロックで開催）の実施を予定しているところです。

このような状況の中、各消防機関においても、小規模雑居ビルにおける消防法令違反の是正を推進するように、8月23日、下記の事項を内容とする消防庁防火安全室長通知「小規模雑居ビルにおける違反是正の推進について（平成14年8月23日付け消防安第38号）」を、全国の消防機関等に発出したところです。

引き続き違反を是正しない小規模雑居ビルに対しては、警告等の違反処理を速やかに行うこと。また、警告後、履行期限を経過したものにあっては、時機を失することなく命令を発動すること。

小規模雑居ビルの防火安全に係る啓発リーフレットを活用するなどして、小規模雑居ビル関係者の防火意識の向上に努め、法令違反を未然に防止するための取組みを実施すること。

「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」を活用して、さらに違反是正が徹底されるよう所要の措置を図ること。

予防要員及び消防防災支援要員を確保するなどして、違反是正体制の充実、強化を図ること。

関係行政機関との連携体制を整備していない道府県にあっては、早急に関係行政機関との協議を進め、その整備を図ること。

### 小規模雑居ビルの消防法令違反状況

#### 1 調査内容

平成13年9月3日付け「小規模雑居ビルの一斉立入検査の調査について」により一斉立入検査を実施した防火対象物について、平成14年6月30日現在の違反是正等の状況を調査したものである。

#### 2 調査対象

3階以上が娯楽、飲食等の用途に用いられている小規模な雑居ビル

3階以上の階が、消防法施行令別表第1に掲げる（2）項又は（3）項の用途に用いられていること。

直通階段が一つのみ設けられていること。

共同防火管理を要すること。

### 3 調査時点

平成14年6月30日現在

#### 4 用途区分ごとの違反防火対象物(違反率)

	2項			3項			16項イ			合計		
	対象物数	違反なし	違反率	対象物数	違反なし	違反率	対象物数	違反なし	違反率	対象物数	違反なし	違反率
平成13年10月31日現在	235	18	92.3%	2,331	195	91.6%	5,841	467	92.0%	8,407	680	91.9%
平成14年 1月31日現在	193	80	58.5%	2,166	446	79.3%	5,127	1,061	79.3%	7,486	1,587	78.8%
平成14年 6月30日現在	190	116	38.9%	2,102	725	65.5%	4,926	1,771	64.0%	7,218	2,612	63.8%

平成14年6月30日現在の対象物数が、平成13年10月31日及び平成14年1月31日現在と異なるのは、用途変更等により、2の調査対象に該当しなくなったものがあることによる。

#### 5 違反項目別ごとの違反防火対象物(違反率)

項	目	H13/10/31 違反率	H14/1/31 違反率	H14/6/30 違反率
防火管理	防火管理者選任届	59.2	38.3	37.2
	消防計画の作成	64.7	43.7	41.9
	共同防管協議事項届	58.7	45.7	40.4
	自衛消防訓練	81.6	52.2	45.6
防災物品使用		39.3	29.1	24.8
消防用設備等	消火器・簡易消火用具	29.1	20.1	16.3
	屋内消火栓設備	9.5	4.7	5.2
	自動火災報知設備	42.0	27.4	25.2
	非常警報器具・設備	21.9	13.8	14.0
	避難器具	45.6	30.2	27.4
	誘導灯・誘導標識	45.1	27.1	23.2
その他	火気使用設備・器具	9.5	7.5	6.4
	消防用設備等点検報告	60.5	33.9	30.0
	避難施設の管理	29.4	16.5	14.6
	防火戸の管理	18.6	12.8	10.0

屋内消火栓設備及び非常警報設備の違反率が若干増加しているのは、用途変更等により2の調査対象に該当しなくなった対象物が増加したことによるもので、違反対象物数は減少している。

#### 6 用途区分ごとの違反件数(是正率)

	2項			3項			16項イ			合計		
	違反件数	是正数	是正率	違反件数	是正数	是正率	違反件数	是正数	是正率	違反件数	是正数	是正率
平成13年10月31日現在	1,386			15,817			48,712			65,915		
平成14年 1月31日現在	1,259	554	44.0%	14,301	4,247	29.7%	43,822	12,374	28.2%	59,382	17,175	28.9%
平成14年 6月30日現在	1,241	775	62.4%	13,719	6,585	48.0%	41,799	20,841	49.9%	56,759	28,201	49.7%

1 平成14年6月31日現在の違反件数が、平成13年10月31日及び平成14年1月31日現在と異なるのは、用途変更等により、小規模雑居ビルに該当しなくなったものがあることによる。

2 一の防火対象物に複数の違反がある場合には、すべて違反件数として計上している。

#### 7 用途区分ごとの違反処理件数

	2項			3項			16項イ			合計		
	警告	命令	計	警告	命令	計	警告	命令	計	警告	命令	計
平成13年10月31日から 平成14年 1月31日まで	73	0	73	683	0	683	1,249	3	1,252	2,005	3	2,008
平成13年10月31日から 平成14年 6月30日まで	91	0	91	785	6	791	1,806	13	1,819	2,682	19	2,701

1 告発については、0件である。

2 違反処理件数は、違反防火対象物ごとの違反処理件数ではなく、個々の違反に対する処理件数である。

#### 関係行政機関との連携状況について

##### 関係行政機関との連携について文書により確認している地方公共団体数

	都道府県数又は市町村数	
平成14年 5月 7日現在	都道府県	10
	市町村	5
平成14年 6月30日現在	都道府県	12
	市町村	10



## 宮崎県 都城北諸県広域市町村圏事務組合消防本部



宮崎県 都城北諸県広域市町村圏  
事務組合消防本部

消防長 **瀬尾 泰仁**

「ウエルネス都城 人が元気 まちが元気 自然が元気」

### 1 「きりしまんぢだは、旧都城県？」

当組合は、宮崎県の南西部に位置し、周りを秀峰・高千穂の峰を有する霧島連山と、鰐塚山系の山々に囲まれた都城盆地の中央部にあり緑豊かで美しい人情味あふれた盆地「きりしまんぢだ」(宮崎県と鹿児島県にまたがる都城盆地の愛称)です。

盆地は、かなり古くから拓け、旧称は「都嶋」・「霧の海」とされ、島津氏も、この地で発祥しました。そして、明治の廃藩置県の当初、「都城県」が設置され、県庁も当地に置かれていましたが、明治6年に廃県となり宮崎県に編入されました。

ロケーションは、南九州内陸部の交通の要衝として開け、九州縦貫自動車道の全面開通に伴い、陸上交通の利便性がクローズアップされています。空と海の交通も、半径40km圏内に宮崎空港、鹿児島空港があり、宮崎港、志布志港にも1時間以内で連絡できるというアクセスの良さも備えています。

また、朝霧が育てた香り高い「都城茶」、盆地の豊富な木・竹材を利用した加工品が多く、国の生産の90%を占める大弓や木刀などが名物になっています。

観光においては、日本の100選にそれぞれ選ばれた、滝(関之尾)と、さくら(母智丘)の他、観光資源も豊富です。

平成5年には、地方拠点都市の指定を受け「きりしまんぢだ」はひとつ、という郷土意識のもとに盆地の特性、ポテンシャルを最大限に活用し、南九州の中核都市圏として飛躍を続けています。



関之尾滝

### 2 防火みこしで「火の用心」

当組合は、都城市と隣接する北諸県郡(三股町・山之口町・高城町・山田町・高崎町)とで構成する「都城北諸県広域市町村圏事務組合」の広域常備消防として昭和46年度に発足しました。現在は、1本部・2署2分署、職員167名の組織で人口198,773人(77,559世帯)、面積763.81km<sup>2</sup>の広大な地域を管轄しています。

当組合では、住民のニーズや複雑多様化する災害に十分対応していくためセクションごとに業務改善を推進してきました。最近では、全ての救急車を高規格救急自動車に更新すると共に、救急隊員が行う処置範囲の拡大はメディカルコントロール体制の早期確立が前提とされることから、全国に先駆けメディカルコントロール協議会の設立準備会を開催し、救急業務の高度化に向け医療機関との協働が行われているところです。

また、古くから六月灯(夏祭り)の集大成として毎年開催される市民総ぐるみの「盆地まつり」には、ハッピー姿になった職員が威勢良く「防火みこし」をかつぎ、沿道の市民に防火を呼びかけています。

### 3 おわりに

昨年は、広域組合発足から30年の節目を迎え、記念式典の挙行や「組合消防30周年記念史集」を発刊しました。今後は、この節目をステップに、住民の安全確保、安心して暮らせる盆地「きりしまんぢだ」を合言葉に職員一同全力をあげて取り組んでいるところです。



盆地まつり「防火みこし」



## 震度6強、大災害想定し、防災訓練 71機関、1,800人参加

広島市消防局

防災週間中の9月3日(火)、広島市総合防災訓練を南区のJR貨物ヤード跡地で行い、広島市、広島県警、自衛隊、医療機関、ライフライン関係企業、近隣自主防災会など71関係機関から約1,800人が参加した。

安芸灘を震源とする震度6強の地震発生と想定。倒壊したビルの閉じ込め、下敷きになった人を消防隊員がロープを使って救出したり、探知機で検索しての救出、また負傷者が多数発生したなど集団救急事故でのトリアージなど実際に即した訓練を繰り返した。



探知機で要救助者を検索

## 伝統の「加賀鳶はしご登り」 子どもたちへ伝承!

～金沢子どもはしご登り教室開講～

金沢市消防本部

金沢市では、7月13日(土)に「金沢子どもはしご登り教室」を開講し、小学校3～6年生、80人が集まった。

教室では、伝統ある加賀鳶はしご登りの約10種類の演技を学ぶほか、縄の振り方やとび口の使い方、そして木遣りくずしの歌の練習と盛りだくさんな内容となっている。また、法被は、加賀藩に伝わる火伏せ祈願の波と鳶をモチーフとした本格的なものとなっている。

受講生たちは、来年の消防出初式への参加を予定している。



加賀とびはしご登り保存会による模範演技を見学する受講生



石川県

消  
防



広島県

望 <ぼうろう> 楼

鹿児島県



## 第23回七都県市合同防災訓練・ 千葉県会場訓練の実施

柏市消防本部

9月1日(日)正午から第23回七都県市合同防災訓練・千葉県会場訓練を「県立柏の葉公園」で実施した。

千葉県北西部地方において強い地震が発生し、柏市が甚大な被害を受けたとの想定による発災対応型訓練であり、県内外の消防及び防災関係の約150機関が、また住民・ボランティア等約9,300人が参加する大規模な訓練となった。この訓練は、七都県市の主会場訓練となったことから、小泉内閣総理大臣を始め防災担当大臣等の政府調査団が来場した。



各防災関係機関による訓練状況

通  
信

千葉県



## 消防団員と役場職員で組織する 「隼援助隊」を結成

鹿児島県隼人町消防団

隼人町消防団では、毎月1日午前7時に「隼人町防災の日」としてサイレン吹鳴を行い、防火・防災の啓発啓蒙に努めたり、消防団長杯スポーツ大会を年2回開催するなどいろいろな取り組みを行っている。

また、消防団員(20名)と役場職員(11名)で組織する「隼援助隊」を結成、災害による捜索等が必要なとき、迅速かつ適切に出動し、その初動対策にあたっている。陸捜班と海捜班で組織され、平成12年度4月結成以来、6回出動している。



「隼援助隊海捜班」・鹿児島海上保安部・消防署との合同訓練

A m o t i o n o f f i r e f i g h t i n g

コ ラ ム 2 0 0 2

c

o

l

u

m

n

# 日本における津波被害

## ～過去の津波被害に学ぶ～

我が国は地震多発国であり、過去、地震の揺れによる被害とともに津波により多くの被害が発生しています。ここ約100年の間に、死者100人以上の被害を発生させた地震は7回を数え、平均すると約15年に1度の割合で大きな津波被害を受けていることとなります。

津波は、海域で起こった地震による地殻変動が海底まで達し、海底の上下変動が生じることにより発生します。津波が伝わる速さは海底の深さに関係しますが、深さ10mの海岸付近でも、その速さは時速約36km(秒速約10m)です。

津波の速さ(m/秒) =  $\sqrt{9.8 \times \text{海底の深さ}}$   
 深さ4,000m：約200m/秒(時速約720km)  
 1,000m：約100m/秒(時速約360km)  
 100m：約30m/秒(時速約110km)  
 10m：約10m/秒(時速約36km)

日本の近海で大きな地震が発生した場合、日本海中部地震や北海道南西沖地震のように、地域によっては数分で海岸に津波が到達

します。また、1896年や1933年の三陸地震津波のように地震の揺れによる被害は少なかつたものの、大きな津波被害を発生させる地震もあります。

さらに、1960年

のチリ地震津波のように、南米のチリ沖で発生した地震による津波が、20数時間をかけて太平洋を渡り日本の沿岸に到達した例もあります。

強い地震の揺れを感じたときや弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは津波注意報や警報が発表された場合には、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することが津波避難の鉄則です。

全長3万4,800km余にもおよぶ海岸線を有する我が国にとって、地震等による津波の発生は避けられませんが、津波による被害を軽減することは可能です。

東海地震、東南海・南海地震、あるいは三陸沖から房総沖にかけての地震等による津波の発生が懸念されている今日、過去の津波被害に学びながら、一刻も早く、地域の状況に応じた津波避難対策を確立する必要があります。

発生年月日	地震名	規模(M)	死者・行方不明者数
1896. 6.15(明治29年)	明治三陸地震津波	8.5	21,259
1933. 3. 3(昭和8年)	昭和三陸地震津波	8.1	3,064
1944.12. 7(昭和19年)	東南海地震	7.9	1,223
1946.12.21(昭和21年)	南海地震	8.0	1,443
1960. 5.23(昭和35年)	チリ地震津波	8.5	142
1983. 5.26(昭和58年)	日本海中部地震	7.7	104
1993. 7.12(平成5年)	北海道南西沖地震	7.8	230

【理科年表による：死者・行方不明者数には地震動等による被害者も含む。】

## 秋季全国火災予防運動

予防課

消防庁では、秋から冬にかけて火気を使う機会が増え、火災が発生しやすい時期を迎えるに当たって、一人ひとりが火災予防の知識を持ちそれを実践することにより、火災の発生を防止し死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として、秋季全国火災予防運動を実施します。11月9日(土)から15日(金)までの7日間の期間中、各地で住宅防火診断、防火講習会、防火指導など様々な行事を予定しておりますので、積極的に参加して防火知識・技能の習得に努めましょう。

今年は『消す心 置いてください 火のそばに』を統一標語とし、住宅火災による高齢者等の死者の大幅な低減を目的とした「住宅防火対策」や、増加傾向にある放火火災を減少させるための「放火火災予防対策」、さらに老朽化消火器による破裂事故の再発を防ぐための「消火器事故防止対策」を重点目標に掲げ、積極的に火災予防対策を推進します。

また、今年も、昨年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえ、小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物の危険性について、広く周知、啓発を行うこととしています。

それぞれの重点目標、推進項目、地域の実情に応じた重点目標の設定等は、次のとおりです。

### 1 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災予防対策の推進
- (3) 消火器事故防止対策の推進

### 2 推進項目

- (1) 住宅防火対策の推進
  - ア 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
  - イ 地域の実情に即した広報の推進と、具体的な対策事例等の情報提供
  - ウ 広範な機会を捉えた住宅防火診断、座談会等の実施

- エ 地域の実情を踏まえた住宅防火対策推進組織の整備・充実とモデル事業の推進
  - オ 住宅用火災警報器など住宅用防災機器等の普及促進
- (2) 放火火災予防対策の推進
    - ア 放火されない環境づくりの推進
    - イ 放火火災による被害の軽減対策の実施
  - (3) 消火器事故防止対策の推進
    - ア 老朽化消火器等の一斉回収
    - イ 住宅に適した消火器等の普及

### 3 地域の実情に応じた重点目標の設定

- (1) 地域における防火安全体制の充実
- (2) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (3) 小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物の危険性の周知徹底

なお、火災予防運動の実施にあたっては、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を重点に、積極的に広報を行っていきます。

#### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣・4つの対策

##### 3つの習慣

寝たばこは、絶対やめる。  
ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。  
ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

##### 4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。  
寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。  
火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。  
お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



# 11月9日は「119番の日」

総務課・防災情報室

我が国の消防は、昭和23年に自治体消防として発足以来、国民の安全確保を図るため、消火、予防、救急・救助、防災等の広範な活動を展開しているところでもあります。

消防庁では、さらに消防に対する正しい理解と認識を深め、防火防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年より11月9日を「119番の日」としております。

ところで、「119番の日」は、地域住民と消防をつなぐダイヤルナンバーにちなんだものですが、正しい119番通報とは、どのようなものかご存じでしょうか。

消火活動や救急・救助活動は、1分1秒を争う時間との勝負です。消防本部では、通報を受けると、直ちに最寄りの消防署から消防車、救急車などを出動させます。

もし慌ててしまい、場所等を正しく伝えられなければ、消防車両等の現場への到着が遅れてしまい、被害が拡大し大惨事になったり、助かるはずの命が助からなくなる場合もあります。

また、消防本部では119番通報受付時に、通報者に対して消防職員が電話で人工呼吸や止血等の応急処置を指導することがあります。これを受けて家族や近くにいる人々が応急処置を行うことで命を取り留めたケースも報告されています。慌てずに落ち着いて指示に従うようにして下さい。

ここ数年、携帯電話等からの119番通報が増加していますが、携帯電話からの通報では、通報地点と異なる近隣地域の消防本部につながる場合があります。この場合には現在地及び通報に用いた携帯電話番号を正確に伝えてください。

加えて、消防本部から通報内容について再度照会する場合がありますので、通報後は、しばらくの間、携帯電話等の電源を切らないようにしてください。

正しい119番通報が、迅速・的確な消防活動につながります。「私は、火事や事故を絶対起こさないから大丈夫。」「慌てないで通報できるから大丈夫。」といった

過信は禁物です。

災害は、いつ、どこで起こるかわかりません。自宅が火事になったり、家族がケガや急病になったりすると気が動転し、落ち着いて正確な119番通報ができなくなることも案外多いものです。

事実、火事の時に自宅の住所がいえなかったり、急ぐあまり正確にいえなかった通報もたくさんあります。

いざという時に備え、電話機のそばに自宅の住所や電話番号などの必要事項を書いたメモを貼っておくなど、普段から落ち着いて正確な通報ができるように心がけてください。

119番通報で大切なことをまとめると、次の5点です。

## 1 火災救急の別

「火事です。」又は「救急です。」とはっきり言うこと。

## 2 場所

住所は正しく、くわしく言うこと。  
目印となるビルや公園、交差点名なども伝えること。

## 3 火災・事故等の状況

火災・事故等の状況を正確にわかりやすく言うこと。

## 4 通報者の氏名・連絡先

「私の名前は、  
-  
です。電話番号は、  
-  
です(特に携帯電話からの通報の場合はその旨を伝える。)」と通報者を明らかにすること。

## 5 携帯電話による通報の場合

通報後しばらくの間は、電源を切らずにその場にいること(再度照会する場合がありますため。)

# 住宅防火対策の推進(住宅防火診断)

予防課

## 住宅火災の死者の半数以上は高齢者!

毎年、建物における火災はおよそ3万件発生し、約1千2百人の方が亡くなっています。そのうち住宅における火災は、1万7千件以上発生し、建物における火災の半数以上を占めています。

また、住宅火災における死者は、約1千人と建物火災における死者の約9割を占めており、そのうち半数以上が65歳以上の高齢者の方で占められています。

## 高齢者に対する「住宅防火」は今後一層大きな問題となります!

今後、少子化、高齢化社会の進展とともに、一人暮らしの高齢者が増えることが予想されることから、住宅火災による死者が急増することが懸念されます。

## 日々の住宅防火への取り組みが大事!

平成13年中(概数)の住宅火災における死者923人のうち、主な原因をみると、たばこ(1位 211人 22.8%)、ストーブ(2位 124人 13.4%)、こんろ(3位 57人 6.2%)によるものが多く、これらはちょっとした気のゆるみや不注意から発生しています。住宅を火災から守るためには、日頃からの火災予防の心がけとともに、火気等の取扱いには十分な注意をはらい、日頃から住宅防火への取り組みを積極的に行うことが大切です。

## 住宅防火への第一歩

住宅防火は、まず個々の住宅において火災が発生したときの危険を認識することから始まります。

実際に、自分の住んでいる住宅の火災による危険性は、「住宅防火診断」を受診することによって、わかりやすく知ることができます。

## 住宅防火診断とは

住宅防火診断とは、消防職員等が、各家庭を訪問したり、防火講演会や防火イベント等を利用して、それぞれの住宅の防火対策を具体的に認識できるよう個々の住宅の実情に応じ、防火・防災に関するアドバイスを行うものです。また受診により、個々の住宅の防火安全性を高めることができます。

## 住宅防火診断の受診方法

高齢者世帯等を対象に消防職員による個別訪問が実施されているほか、インターネット『消子ちゃんの住宅防火ねっと』(<http://www.jubo.go.jp/jbk-net-web/index.html>)に接続することにより、利用者は好きな時間に診断できます。

全国火災予防運動期間中には、各消防署において様々なイベントが開催されています。このような機会に、ぜひ住宅防火診断を受けて、自分の住んでいる住宅の防火安全性を確認してみたいかでしょうか。なお、実施方法等は各地で異なりますので詳しくは最寄りの消防署にお問い合わせ下さい。

## パソコンを活用した新たな住宅防火診断プログラム

### 『消子ちゃんの住宅防火ねっと』

#### 住宅防火診断

住宅内の各場所において防火対策に関する質問を行い、受診者は、火災原因(発火源、着火物)や機器等の防火対策についてマウスを使って回答するもので、受診者の回答結果から診断を行い、あわせて受診者に対する防火アドバイスをを行うものです。



#### 住宅防火対策データ

住宅火災の原因(発火源、着火物別)とその対策、防火対策の心得と準備、防火に関する統計データの紹介、火災になりかけた体験(ヒヤリ・ハット体験)等の紹介を画像(静止画、動画、アニメーション)とテキスト集にて解説しているもので、住宅における火災の危険性を認識することができます。

#### 風水防火診断

家の構造、位置(方位)などの視点から診断を行い、防火に対するヒント、アドバイスを各住宅の場所別に具体的な例を挙げながら解説し、個々の住宅における防火の心がけ、防火対策のインテリア、防災機器等について紹介し具体的な防火対策を高めていただくものです。

## 婦人防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ

防災課

火災の予防は、法令の整備や消防機関の指導だけでなく、これに即応する住民の協力があってはじめてその目的を達成できます。

平成13年中に発生した全火災の約54%が建物火災で、死者の発生数が全体の64%を占めていることから、これらの火災をなくすことが急務とされています。

家庭では、常日頃から火気使用設備器具を扱う機会が多い主婦等の女性が実質的な火気取扱責任者となっていることが多く、家庭防火という面からみた場合、女性の果たす役割は大きいといえます。

女性が、火災等の災害から家庭を守るという自覚の下に、火災の予防について研修し討論する機会を設けて、万一の場合に備えてお互いに協力して活動できる体制を整えておく必要があります。

婦人防火クラブは、女性が火災予防の知識を習得し、火気使用器具等を火災予防上安全に使用できるようにするとともに、消火器等初期消火用具の使い方、通報連絡、避難等に習熟することにより、住宅における火災を防止し、あわせて、地域の隣保協力体制と連帯意識の高揚を図ることによって、恒久的な明るい平和な家庭づくり、安全な地域社会づくりを目指すことを目的として、主に家庭の主婦等の女性により構成された防火・防災組織です。平成13年4月1日現在、全国各地に約1万5千のクラブが結成され、約234万人のクラブ員が活躍しています。

婦人防火クラブの活動内容は、各クラブによってさまざまですが、平常時にはおおむね次のようなものがあげられます。

- ・春、秋の全国火災予防運動、防災週間、救急の日等のイベントに参加してキャンペーン活動を行う。



- ・婦人防火・防災教室の開催、家庭の住宅防火診断の実施等を通じて、防火・防災意識の啓発を図る。
- ・消防・防災施設等を見学し、防火・防災についての知識を習得する。
- ・初期消火訓練や救急講習会に参加し、知識と技術を習得する。日頃の成果を、総合防災訓練のほか各種イベント会場等で披露する。

「阪神・淡路大震災」の例をみても大規模災害時には、情報連絡網の寸断、道路等の損壊等により、行政や消防・防災機関の活動には限界があります。そのため「自分たちの地域は自分たちで守る」という強い信念と強い連帯意識の下に、火災や災害のない安全なまちづくりに向けて、より多くの女性の方々に、防火・防災の重要性を認識していただき、このようなクラブ活動や各種防火・防災行事に積極的に参加していただきたいものです。

また、婦人防火クラブの活動を支えている家庭や地域の皆様には、引き続き暖かいご理解とご協力をお願いいたします。



## セルフスタンドでの安全給油 ～ 静電気による火災の防止～

危険物保安室

セルフスタンドは、給油に訪れた顧客自らが給油設備を操作して、自動車等にガソリン等を給油する給油取扱所であり、近年、その数は大幅に増加しています。平成14年3月31日現在で1,432施設となり、昨年（487施設）と比較すると1年間で3倍近く増加しました。また、国民の関心も高く、セルフスタンドを利用する人も多くなっています。

セルフスタンドを利用する際は、従業員だけではなく一人一人の利用者がガソリン等の危険性を十分認識し、エンジンの停止、喫煙他火気の使用を避けなければなりません。

また、ガソリンは静電気による火花でも容易に火災になるおそれがあり、給油する前に、自動車の給油口のキャップを緩めた際、噴出したガソリン蒸気に引火した事例も発生しています。これは、利用者に帯電した静電気によるものと考えられており、給油する前に体に帯電した静電気を有効に除去することが重要です。具体的には、給油作業前にドアなど自動車の金属部分に触れることや、セルフスタンドへの設置が進められている静電気除去シートに触れることなどにより、静電気を除去することが必要です。消防庁では、関係業

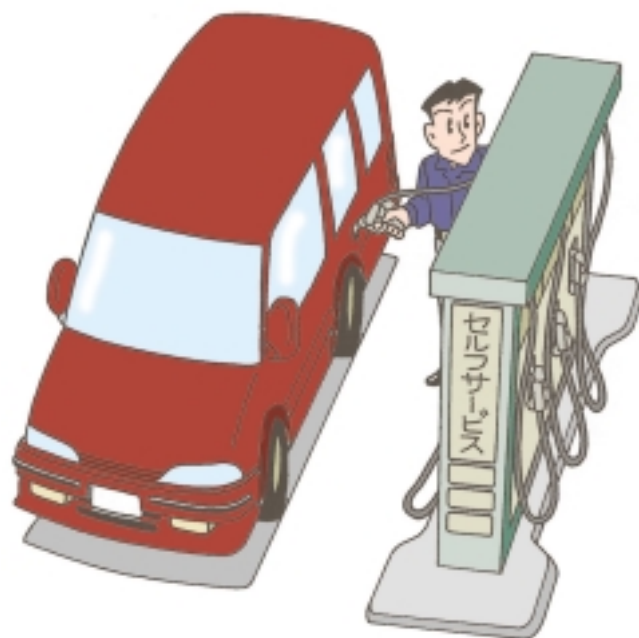
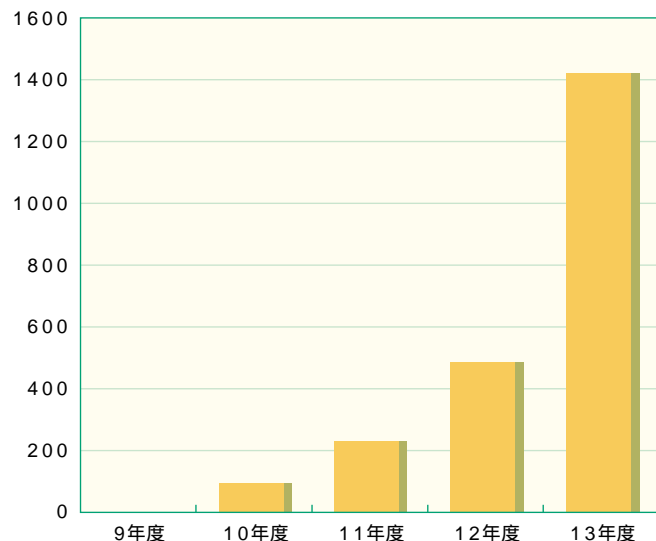
界との連携・協力のもと、静電気除去対策に係る注意喚起、啓発ポスターやパンフレットの配布、静電気除去シートの計量機等への貼付など、事故防止対策に取り組んでいます。

ガソリン等の危険物は、現在の私たちの生活を支えてくれる大変便利なものです。しかし、日常のちょっとした不注意がきっかけとなり、火災や漏えい事故を引き起こし、尊い生命や財産を一瞬にして奪い去ってしまいます。危険物を取り扱う際には、細心の注意をもって、安全確保に努めましょう。

### 事故の未然防止のために

給油前に必ず自動車のドア・窓をお閉めください。  
静電気除去のため、作業前には必ず静電気除去シートや自動車の金属部分に触れてください。  
給油作業は必ずお一人で行ってください。  
給油口付近にお子様近づかないように注意してください。  
その他、ガソリンスタンド内に掲示されている注意事項を守ってください。

セルフスタンドの数



# 第50回全国消防技術者会議の開催

独立行政法人 消防研究所

全国の消防の技術者が、消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を公開の場で発表すると

ともに、参加する他の発表者や聴講者と討論を行う「第50回全国消防技術者会議」を、下記のとおり開催します。

## 1 開催日時

平成14年10月17日(木)～18日(金)の2日間  
10:00～17:00

## 2 場所

ニッショーホール(日本消防会館)  
東京都港区虎ノ門2-9-16 電話 03-3503-1486

## 3 参加費 無料

## 4 内容

10月17日(木)

### 午前の部

#### 特別講演「リスクコミュニケーションから考える群集リスクと対策」

(株)インターリスク総研副主任研究員 三島和子

### 午後の部

#### 研究発表「消防活動」

- ・爆風から受ける消防被服内部の衝撃及び温度に関する実験的研究
- ・震災時における消火栓の活用可能地域の判定システム(消火栓活用情報システム)の構築について
- ・残火処理及び現場検証時に残存している燃焼生成ガスに関する研究
- ・広域的災害時における初期の自主防災活動要領について

#### 研究発表「火災原因1」

- ・たばこによる可燃物への燃焼性状を解明するためにを行った委託研究成果について
- ・大学の自家用発電機設備から出火した火災について
- ・電線コネクタからの出火事例

#### 研究発表「火災原因2」

- ・走行中の貨物自動車火災の鑑識とメーカー指導について(スタータモータから出火した火災)
- ・鉄道関連火災の現況
- ・ガスこんろの点火状況の確認について

10月18日(金)

### 午前の部

#### 研究発表「機器開発」

- ・火災感知機能を有するエアコンについて
- ・消防活動の特性分析に基づく高信頼性携帯警報器の研究開発
- ・簡易救急担架の研究開発
- ・「放火自動撮影機」の開発について
- ・水/空気2流体混合噴霧消火システムの研究開発(消火性能等の確認結果及び消防隊員用放水装備)

### 昼休み

#### 展示発表

- ・水/空気2流体混合噴霧消火システム(消防隊員用放水装備)の研究開発
- ・VR技術を用いた火災の疑似体験

### 午後の部

#### 消研シンポジウム概要報告

- ・消火設備に求められるもの：第2回消防研究所シンポジウムにおける討論から

#### 研究発表「建物火災」

- ・小規模雑居ビル火災を想定した実大火災実験の概要について
- ・遊技場火災の実態について
- ・加圧防排煙による消防活動拠点確保のための遮煙風速の予測方法 - 深層地下施設の場合 -

#### 研究発表「防災一般」

- ・冷蔵庫の対震挙動及び安全対策の研究結果について
- ・外国語119番通報対応システム9カ国語編について
- ・身体障害者に対する効果的な防災訓練指導方法に関する調査研究
- ・アルコール系自動車燃料に対する消火器用消火薬剤の消火性能に関する調査研究

## 5 聴講の申込み・問合せ先

独立行政法人消防研究所総務課

東京都三鷹市中原3-14-1

電話 0422-44-8331 FAX 0422-76-1545

なお、詳細については、消防研究所のホームページ (<http://www.fri.go.jp>)をご覧ください。

## 第2回 危険物事故防止対策論文募集



### 危険物保安室

危険物に係る火災・漏えい等の事故は、平成6年までは、年々減少しておりましたが、その後、増加傾向に転じ、平成12年には、消防庁において事故統計を取り始めて以来最高の件数を記録し、平成13年においても依然として高い数値を示しております。

このような状況をふまえ、危険物事故防止対策に関する論文を、昨年度に引き続き、募集いたします。

#### 1 募集論文

危険物、危険物施設及び危険物関連設備に係る事故防止対策に関するもので、次のようなもの

- 事故事例を教訓とした対策等に関するもの
- 事故防止に係る技術の開発・改善に関するもの
- 事故防止に係る知見の蓄積・教育方法に関するもの
- 事故の拡大防止に関するもの
- 自主保安の取組みに関するもの
- その他危険物事故防止対策に関するもの

2 応募資格 特に制限はありません。

3 募集締切 平成15年1月31日（金）

#### 4 選考方法

学識経験者、関係行政機関の職員等による審査委員会において厳正な審査を行います。

#### 5 賞

- 消防庁長官賞... 賞状及び副賞（20万円）＜2編以内＞
- 危険物保安技術協会理事長賞  
..... 賞状及び副賞（5万円）＜2編以内＞
- 奨励賞..... 賞状及び副賞（記念品）＜若干名＞

#### 6 応募方法

- (1) 論文は、未発表のものに限ります。（やむをえず、部分的に、既発表のものを使用する場合は、その旨を本文中に明記してください。）
- (2) 受賞論文の著作権は、主催者に帰属し、原則として、応募論文は返却いたしません。
- (3) A4（1ページあたり40字×40行）10枚以内としてください。なお、図表及び写真は、文中への挿入、本文と別に添付のいずれも可能です。ただし、本文と別に添付する場合の字数換算はA4 1ページあたり約1,600字で行ってください。
- (4) 論文は、氏名、勤務先名称及び所属、勤務先住所、自宅住所、連絡先（勤務先又は自宅の電話番号、FAX番号等）を記載した用紙を添付のうえ次のあて先までお送りください。

#### 7 あて先及び問い合わせ先

危険物保安技術協会 危険物等事故防止技術センター  
企画調査課  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 秀和  
神谷町ビル  
電話 03-3436-2356 Fax 03-3436-2251  
主 催：消防庁、危険物保安技術協会  
協 賛：全国消防長会、石油連盟、石油化学工業協会、  
（社）日本化学工業協会、電気事業連合会、  
（社）日本鉄鋼連盟（順不同）

## テレビ防災キャンペーン

放送日時	番組名	題 名
10月 8日 19:00～20:00 (テレビ朝日他24局ネット)	消防救命列島炎上24時 その時あなたは生き残れるか!	大都市圏の消防署を24時間完全密着取材。さらに、東京を大地震が襲ったら一体何が起こるのかを徹底検証。シミュレーションドラマなども加え、サバイバル術を紹介していく。
10月17日 11:25～11:30 (日本テレビ他30局ネット)	ご存じですか～防災ミニ百科	(仮)火山対策



## 8月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第227号	平成14年8月2日	各都道府県知事	消防庁次長	消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について
消防予第228号	平成14年8月2日	各都道府県知事	消防庁次長	火災予防条例(例)の一部改正について
消防安第37号	平成14年8月2日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	予防要員に係る平成14年度普通交付税の算定について
消防防第119号	平成14年8月5日	各都道府県・政令指定都市 防災担当(局)長	消防庁防災課長	「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の活用について
消防予第237号	平成14年8月12日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	肉骨粉の保管について
消防予第251号	平成14年8月22日	各都道府県知事	消防庁長官	平成14年秋季火災予防運動の実施について
消防予第254号	平成14年8月23日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	火災予防技術情報の送付について
消防安第38号	平成14年8月23日	各都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	小規模雑居ビルにおける違反是正の推進について
消防安第39号	平成14年8月30日	各都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の送付について
消防防第128号	平成14年8月30日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	平成14年度林野火災防止用標識配布事業について

## 消防庁人事

平成14年9月1日付

氏名	新	旧
磯崎 陽輔	長官付	消防課企画官
大庭 誠司	出向(総務省大臣官房付へ) 併任 防災課	防災課広域応援対策官 併任 消防課 併任 消防大学校
山本 倫彦	消防課	総務省大臣官房秘書課
君塚 明宏	出向(総務省自治税務局固定資産税課へ)	予防課危険物保安室 併任 予防課
引馬 誠也	予防課危険物保安室 併任 予防課	総務省大臣官房秘書課
上坊 勝則	併任 防災課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
大場 教子	消防大学校助教授	危険物保安技術協会危険物等事故防止センター企画調査課 企画調査係長

平成14年9月20日付

氏名	新	旧
山口 英樹	防災課広域応援対策官 併任 消防課 併任 消防大学校	総務省大臣官房付

## 広報テーマ

10月

ガス機器による火災及びガス事故の防止	予防課 危険物保安室
火山災害に対する備え	防災課
消防の国際協力に対する理解の推進	救急救助課
地震発生時の出火防止	震災対策室

11月

秋季全国火災予防運動	予防課
11月9日は「119番の日」	総務課 防災情報室
住宅防火対策の推進《住宅防火診断》	予防課
婦人防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ	防災課
危険物施設等における事故防止について	危険物保安室

## 追悼



故 分団長 高島 和明氏  
昭和21年11月14日生  
昭和46年1月10日入団



故 副分団長 山根 輝明氏  
昭和23年10月30日生  
昭和47年1月9日入団

広島市安佐北消防団、高島和明分団長(55歳)及び山根輝明副分団長(53歳)は、平成14年8月10日、朝から降り続いた豪雨により広島・呉地方に大雨洪水警報が発令され、さらに22時30分頃から10分間に19mmの雨量を計測した局地的な大雨の中、大毛寺川付近の増水の状況などを調査するため警戒巡視に出動されました。そして23時頃、現場に到着し、徒歩で状況確認に向かった直後、突然道路が崩れ落ち、増水した大毛寺川に転落、必死の捜索の甲斐なくその職に殉じられました。

住民の生命、身体及び財産を守るため、一身の危険を顧みることなく、その任務の遂行に努められた崇高な精神に敬意を表し、心からご冥福をお祈りいたします。

両氏は、勲七等青色桐葉章に叙され、また消防庁では、消防庁長官表彰(功績章)を授与し、その功績を称えることとしました。

## 編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 ( 〒100 - 8927 )  
電 話 03 - 5253 - 5111  
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / (株)きょうせい